

| | |
|--------------------|--|
| 部会名 | 権利擁護専門部会 （事務局：障害施策推進課 権利擁護係） |
| 部会の目的 | 平成 28 年 4 月 1 日に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が施行され、本市でも地域の実情に応じた差別の解消のための取組を主体的に行うため、権利擁護専門部会を「障害者差別解消支援地域協議会」として位置づけし、差別の解消の取組を進めるために設置。 |
| 開催日時 及び 議事概要 | <p>【第 1 回】令和 5 年 1 月 13 日（金）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) <u>部会長の選出</u> 2) <u>障害者差別解消法施行後の状況について</u> 3) <u>堺市手話言語の普及及び障害者のコミュニケーション手段の利用を促進する条例に基づく施策の推進方針の取組み状況について</u> 4) <u>その他</u> <p>【障害者差別解消法施行後の状況について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者差別解消法推進業務の体制について、令和 4 年 4 月 1 日より障害施策推進課に権利擁護係を設置し、差別解消推進業務を新係で行っている。 ・ 令和 3・4 年度についての差別の相談窓口における対応状況について報告。令和 3 年度の相談件数は 7 件（上半期 6 件、下半期 1 件）。令和 4 年度の相談件数は 14 件（上半期 13 件、下半期 11 月末時点まで 1 件）。 ・ 令和 4 年度の障害を理由とする差別に関する相談対応事例について【商品・サービス分野】、【医療】、【福祉】、【雇用】、【行政】の対象分野別に分類し、当課の対応・結果及び、事例検討会で検討した事案については、委員からの意見を報告した。 ・ 啓発の取り組みについて【研修関係】、【イベント関係】、【職員関係】、【その他】に分類し報告した。今年度は、関西大学連携事業における「障害者差別解消法」シンポジウムの開催や、障害福祉事業者向けに動画研修（3 月開催予定）で市民や事業者向けに啓発活動を行っている。 <p>【堺市手話言語の普及及び障害者のコミュニケーション手段の利用を促進する条例に基づく施策の推進方針の取組み状況について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本条例に基づく令和 3 年度の取組実績、令和 4 年度の取組状況について報告。市民向け手話講座の開催実績のほか、令和 3 年度実施した本市封筒への堺市手話言語コミュニケーション条例情報の掲載、市民向け手話動画の作成、新型コロナワクチン接種における各種情報保障などについて説 |

| | |
|---------|---|
| | <p>明した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 動画に手話を付けるなど、手話に関する啓発を市全体でもっと進めてほしいとの意見をいただいた。 ・ 手話だけでなく、難聴者・中途失聴者など障害のある方それぞれの多様なコミュニケーション手段についても啓発や取組を進めてほしいとの意見をいただいた。 |
| 今後の方向性等 | <p>令和5年度に関しても、今年度と同様に、「堺市手話言語の普及及び障害者のコミュニケーション手段の利用を促進する条例の取組状況」との合同開催とする予定である。</p> |
| 参考資料 | <p>別紙1「障害者差別解消法施行後の状況」 別紙2「施策の推進方針の取組み状況（令和3年度実績）」</p> |